

大津市障害者移動支援事業の 見直しについて

大津市福祉子ども部障害福祉課
課長 山内 和夫

1

大津市 障害福祉課長の山内です。
「大津市移動支援事業の見直しについて」説明させていただきます。

来年(令和3年)の7月から 大津市障害者移動支援事業が変わります

障害者移動支援事業とは？

障害者移動支援事業とは、屋外での単独移動に困難がある障害者や障害児が「社会生活上必要な外出」及び「余暇活動や社会参加の為の外出」をする際に、ヘルパー等を派遣し、外出時に必要となる移動の介助や外出に伴って必要な身の回りの支援を行うことにより、障害のある方の地域での自立生活及び社会参加を促進することを目的とした事業です。

大津市では平成18年10月から「大津市障害者移動支援事業」を実施しています。

【大津市障害者移動支援事業の実績】

利用決定者数	: 1,380名	(令和2年6月末時点)
利用実人数	: 916名	(令和元年度実績)
サービス提供事業所数	: 80事業所	(令和2年4月時点)
令和元年度決算額	: 184,202千円	
令和2年度当初予算額	: 202,341千円	

2

障害者移動支援事業は、障害がある方の地域での自立生活、社会参加の促進を目的に、屋外での単独行動に困難がある障害者が「社会生活上必要な外出」「余暇活動や社会参加の為の外出」をする際に、ヘルパー等を派遣し、外出時に必要となる移動の介助や外出に伴って必要な身の回りの支援を行うものです。

令和2年6月時点で、1,380人に利用決定しています。
昨年度の利用実績は、916名でした。

令和3年7月から、大津市障害者移動支援事業の見直しを行います

平成18年10月から開始した大津市障害者移動支援事業の利用者数は年々増加傾向にあり、利用者の増加に伴ってそのニーズも多種多様化しています。そのような現状において、限りある財源を有効に活用し、今後も皆様に移動支援事業をご利用いただくためには、明確な支給基準のもと、誰もが公平かつ適正にサービスを利用できる体制作りが必要となっています。

このため、市では大津市障害者自立支援協議会の協力のもと、大津市障害者移動支援事業の現状や課題を分析し、事業の見直しに取り組んでいます。

見直しの開始時期は、来年（令和3年）7月を予定していますが、今回は大津市障害者移動支援事業の見直しの5つのポイント（令和3年7月からの変更点（案））についてお知らせします。

※見直しの内容については今後確定し、令和3年2～3月頃に説明会を行う予定です。

（説明会の時期や方法については、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止等の観点から、今後変更になる可能性があることを申し添えます）

3

平成18年10月から開始した障害者移動支援事業ですが、開始後10年余りを経過しており、利用者数の増加に伴いニーズも多種多様化しています。

今後も、限りある資源を有効に活用し持続可能な事業として継続していくため、明確なガイドラインのもとで、誰もが公平かつ適正にサービスを利用できる体制作りが必要となっています。

このため、大津市障害者自立支援協議会の協力のもと、障害者移動支援事業の現状や課題を分析し、事業の見直しに取り組んでいます。

見直し時期については、令和3年7月を予定しています。

見直し①

外出支援は、障害福祉サービス給付が優先適用されます

障害のある方の外出を支援するサービスとしては、障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」があり、これら障害福祉サービスで対応されていない部分を「障害者移動支援事業」が補完する形になっています（6ページの一覧表を参照してください）。

このため、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」が利用できる障害者の方については、これらの障害福祉サービス給付が優先適用されます。

現在、障害者移動支援事業をご利用の方のうち、障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」が利用できる障害者（児）の方（障害福祉サービス給付の優先適用者）は、令和3年7月以降、障害者移動支援事業に代わって障害福祉サービスを利用いただくこととなります。

4

見直しの概要は、大きく5点あります。

まず、1点目は、「外出支援は、障害福祉サービス給付が優先適用されます。」という点です。

障害のある方の外出支援はサービスとしましては、障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」があり、これらの障害福祉サービスで対応されない部分を「障害者移動支援事業」が補完する形になっています。

このため、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」が利用できる障害者については、これらの障害福祉サービスが優先適用されることとなります。

現在、障害者移動支援事業をご利用の方のうち、障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」が利用できる障害児者の方は、令和3年7月以降は、障害者移動支援事業に代わって障害福祉サービスを利用いただくこととなります。

Q1、障害者移動支援事業と障害福祉サービスで、外出時に受けられる支援の内容は異なりますか？これまでどおり外出ができなくなるのではないかと、心配です。

障害者移動支援事業と同様に、「居宅介護（通院等介助）」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」といった障害福祉サービスを利用することで、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加の為に外出に必要な支援を受けることができます。（対象となる方と支援の範囲は6ページの一覧表を参照してください。）
障害福祉サービスを提供できるヘルパーの資格要件は厚生労働省の基準において規定されており、障害特性に応じて、より専門性の高い支援を受けながら外出することが可能になります。

また、大津市では、見直しに向けて、ヘルパーの資格要件を満たすために必要な研修を開催するなど、障害福祉サービスを提供できる支援体制の拡充にも取り組んでいく予定です。

Q2、障害福祉サービス給付の優先適用者が、そうでないかはどうすればわかりますか？

障害福祉サービス給付の優先適用者には、令和2年8月～令和3年6月までの間に、障害福祉課から別途案内が届きます。（案内がお手元に届く時期は、現在ご利用されている障害福祉サービスの内容や更新時期等によって異なります）案内の到着を待って、障害福祉サービスへの移行手続きをしてください。その際、わからないことがあれば、相談支援事業所又は障害福祉課のケースワーカーに相談してください。

5

5ページは、見直しの1点目に関して、「今後のサービス利用に関しての心配」、「障害福祉サービスの優先適用」についての質問と説明です。

障害のある方の外出を支援するサービス				
	障害者移動支援事業 ★実施する市町村によって、 ルールや基準が異なります。	障害福祉サービス ★国（厚生労働省）が定めたルールに基づき、全国一律の基準で個別に給 付されます。		
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護
対象となる方	○「大津市障害者移動支援事業実施要領」に定める障害者等で、外出時に支援が必要であると認められる者 ・全身性障害者及び全身性障害に準ずる者（ただし、重度訪問介護の対象者及び介護保険給付の対象者を原則除く） ・視覚障害者 ・知的障害者（ただし重度訪問介護の対象者及び行動援護の対象者を除く） ・精神障害者（ただし重度訪問介護の対象者及び行動援護の対象者を除く）	○障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害） ・障害支援区分1以上（障害児においてはこれに相当する心身の状態）である者	○重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な障害者 ・障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当 ①二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ②障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者	○視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者・障害児 ○重度の知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な障害者・障害児 ・以下のいずれにも該当 ①障害支援区分3以上 ②障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
外出支援の範囲	○移動中の介護（付き添い支援） ○排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動・手続きする際に必要な援助（見守り等の支援を含む）	○病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助	○移動中の介護 ○排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助 ※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。	○移動に必要な情報の提供（ガイドヘルプ） ○移動の援護、排せつ及び食事の介助 ○その他外出に必要な援助
利用できない外出	○社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出（ただし、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く）	○病院への通院等に必要なた移動介助 ○官公署での公的手続きや障害福祉サービスを受けるための相談に必要な移動介助	○社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出（ただし、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く）	○行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助 ○移動中の介護（見守り等） ○外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助
⇒ 外出時にヘルパーが運転する車を利用する場合の取扱いについては、5ページをご覧ください。				
				6

資料の6ページは、障害のある方の外出を支援するサービスの種類と対象者などを表にまとめたものです。

見直し②

移動支援の利用者負担額が変わります

大津市障害者移動支援事業を利用した場合の利用者負担については、利用者の属する世帯の所得状況に応じて決定されます。

これまで、市民税課税世帯の利用者負担額は30分当たり50円でしたが、今後は障害福祉サービスや日中一時支援事業の利用者負担と同様、**サービスの利用に要した費用（報酬単価）の1割負担に変更**になります。

現行の利用者負担額	
生活保護世帯 市民税非課税世帯	市民税課税世帯
0円	30分当たり50円

見直し後の利用者負担額	
生活保護世帯 市民税非課税世帯	市民税課税世帯
0円	1割負担

例えば、市民税課税世帯の方が、「30分以上1時間未満」の移動支援を10回利用した場合サービスの利用に係る費用（報酬単価）は4,100円×10回＝41,000円となり、自己負担額410円×10回＝4,100円を事業所へ支払う必要があります。
残りの41,000円－4,100円＝36,900円については、大津市が事業所へ支払います。

利用時間	報酬単価	利用者負担（市民税課税世帯のみ）
30分未満	2,600円	260円
30分以上1時間未満	4,100円	410円
1時間以上1時間30分未満	6,000円	600円
以後30分ごとに加算	+800円	+80円

7

見直しの2点目は、「移動支援の利用者負担額が変わります。」という点です。

利用者の属する世帯が、生活保護世帯・市民税非課税世帯の場合は、引き続き、利用者負担は発生しませんが、課税世帯の場合、利用者負担額は、30分当たり50円から、今後は、障害福祉サービスや日中一時支援事業の利用者負担額と同様に、サービスの利用に要した費用の1割負担に変更となります。

Q3、課税世帯の考え方を教えてください。

移動支援事業の対象者が18歳以上の場合は、本人及び配偶者の所得に基づく課税状況で審査します。移動支援事業の対象者が児童の場合は、保護者の所得に基づく課税状況で審査します。大津市では、毎年7月1日から翌年6月末までの1年間の利用決定を行う際に、前年度の利用者世帯の所得に基づく課税状況の確認を行い、利用者負担額の決定を行います。

8ページは、移動支援事業における課税世帯の考え方を記載しています。

見直し③

移動支援の支給量（利用上限）が変わります

障害のある方の外出を支援するサービスには、障害福祉サービスの「居宅介護（通院等介助）」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」と「移動支援事業」があります（6ページの一覧表を参照してください）。

障害福祉サービスの支給量は、障害の程度や利用者の状況によって支給量が個別に決定されますが、大津市障害者移動支援の支給量は1か月に利用できる上限が決まっています。

これまで、大津市障害者移動支援の支給量は「月25時間」でしたが、見直し後は「**月30時間**」まで利用できるようになります。

また、長期休み等の一時的な外出機会の増加で、支給量を計画的に利用したとしても不足が生じる場合には、上限支給量60時間／月の範囲内で支給量の追加ができるようになります。

9

見直しの3点目は、「移動支援の利用上限となる支給量が変わります。」という点です。

現行は、月25時間を利用上限としておりますが、月30時間まで利用できるようになります。

長期休み等の一時的な外出機会の増加で、支給量を計画的に利用したとしても不足が生じる場合には、上限支給量60時間／月の範囲内で支給量の追加ができるようになります。

見直し④

移動手段に車を利用した場合の取扱いが変わります

これまで大津市では、移動手段を問わず、移動している間の時間も全て移動支援の利用時間としていましたが、今後は**移動手段に公共交通機関（バス、電車、タクシー）を利用する場合とヘルパーが運転する車を利用する場合で、移動支援の利用時間の取扱いが変わります。**

＜公共交通機関（バス、電車、タクシー）を利用する場合＞

ヘルパーが常時介護を行える状態で利用者に付き添うことから、移動時間も移動支援の利用時間に含まれます。



出発準備等 (10分)	公共交通機関 で移動 (20分)	目的地 (1時間)	公共交通機関 で移動 (20分)	帰宅 後片付け等 (10分)
----------------	------------------------	--------------	------------------------	----------------------

全て移動支援のサービス利用時間になります

例えば、上記移動支援の利用にかかる費用は 6,800 円となり、
市民税課税世帯の方は自己負担額 680 円を事業所へ支払う必要があります。
※公共交通機関の運賃（ヘルパー分も含む）は、全ての利用者が別途負担する必要があります。

10

見直しの4点目は、「移動手段に車を利用した場合の取扱いが変わります。」という点です。

これまで大津市では、移動手段を問わず、移動している間の時間も全て移動支援の利用時間としていましたが、今後は**移動手段に公共交通機関（バス、電車、タクシー）を利用する場合とヘルパーが運転する車を利用する場合で、移動支援の利用時間の取扱いが変わります。**

バス・電車・タクシーといった公共交通機関を利用する場合の取扱い例をしめした例です。

＜ヘルパーが運転する車を利用する場合＞

ヘルパーが車を運転している時間は、ヘルパーが常時介護を行える状態ではないことから、移動時間は移動支援の利用時間には含まれません（※特例的な利用の場合を除く）

ただし、**ヘルパーが運転する車で目的地へ移動することにかかる料金（輸送料金）は、利用者が事業者へ別途支払う必要があります。**

輸送料金は通常のタクシーの半額程度が目安になりますが、事業所によって異なりますので、詳しくは事業所に直接お問合せください。



出発準備等 (10分)	ヘルパーが 運転する車で移動 (20分)	目的地 (1時間)	ヘルパーが 運転する車で移動 (20分)	帰宅 後片付け等 (10分)
車での移動時間を除いた時間が、移動支援のサービス利用時間になります				
例えば、上記移動支援の利用にかかる費用は6,000円となり、 市民税課税世帯の方は自己負担額600円を事業者へ支払う必要があります。 ※有料道路等の利用代金及び輸送料金は、全ての利用者が別途負担する必要があります。				

11

11ページは、ヘルパーが運転する車を利用する場合の取扱いを示した例です。

この取扱いへの変更は、利用者の皆様の公平性を保つために行うものです。

- ①移動手段に公共交通機関を利用する場合、移動にかかる運賃はヘルパー分も含めて全額自己負担となることから、ヘルパーが運転する車を利用する場合についても、移動にかかる輸送料金は全額自己負担とします
- ②障害福祉サービスの外出支援において移動手段に車を利用する場合の取扱い（ヘルパーが車を運転している時間はサービス利用時間から除く／運輸局の許可を得て利用者の輸送を行った事業所の輸送料金は利用者が負担する）と、移動支援において移動手段に車を利用する場合の取扱いを同じにします。

どうぞ、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

※特例的な利用...大津市では、個別のニーズや障害特性に応じて、やむを得ない事情等がある場合の送迎支援等については、特例的に移動支援が利用できる取扱いを検討しています。

この取扱いへの変更は、利用者の皆様の公平性を保つために行うものです。

移動手段に公共交通機関を利用する場合、移動にかかる運賃はヘルパー分も含めて全額自己負担となることから、ヘルパーが運転する車を利用する場合についても、移動にかかる輸送料金は全額自己負担となります。

障害福祉サービスの外出支援において移動手段に車を利用する場合の取扱いと、移動支援において移動手段に車を利用する場合の取扱いを同じにします。

見直し⑤

大津市障害者移動支援事業ガイドラインを策定します

大津市では現在、大津市障害者移動支援ガイドラインの令和3年7月策定に向けて、準備を進めています。

大津市障害者移動支援ガイドラインでは

- 障害者移動支援事業の目的
- 障害者移動支援事業の対象となるもの（移動支援で認められる外出）
- 障害者移動支援事業の対象とならないもの（移動支援で認められない外出）
- 障害者移動支援事業利用の手続き（新規申請、変更申請、更新申請）等について定める予定です。

どういった外出に障害者移動支援事業が使えるの？
利用するために必要な手続きは？
こういう時はどうしたらいいの？



障害者移動支援事業を利用する方々の疑問を解決し、広くご活用いただけるようなガイドラインの策定を目指しています。

13

見直しの5点目は、「大津市障害者移動支援事業ガイドラインを策定します。」という点です。

「どういった外出に移動支援が使えるのか。」「利用するために必要な手続きやこういう時はどうしたらいいの。」といった疑問を、分かりやすくまとめたガイドラインを作成します。

**見直しの内容については今後確定し、
令和3年2～3月頃に説明会※を実施する予定です。**

※新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止等の観点から、実施時期や方法については、今後変更になる可能性があります。



＜このお知らせについての問合せ先＞

大津市役所 福祉子ども部障害福祉課
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL 077-528-2745
FAX 077-524-0086
E-MAIL otsu1408@city.otsu.lg.jp

14

今回、お配りしている資料につきましては、8月18日付けで、現在、障害者移動支援事業の利用決定をしている皆様に、アンケートによる意見照会を行っております。

アンケートにより寄せられた意見のうち反映できる点を反映し、見直し内容を確定し、令和3年2月から3月にかけて、利用者向け説明会の開催を予定しているところです。

以上で「大津市障害者移動支援事業の見直しについて」の説明を終わります。